

## 第12回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成26年6月19日（木）17:30～18:30

場 所：内閣府本府 仮設庁舎講堂

出席者：宇賀座長、伊藤委員、佐藤委員、宍戸委員、滝委員、長田委員、松岡委員、  
吉田代理（棕田委員）、森委員、安岡委員、山本委員

特定個人情報保護委員会

消費者庁 消費者制度課

山本 IT 政策担当大臣

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO、

二宮参事官、吉川参事官、瓜生参事官、濱島参事官、村上企画官、

楠政府 CIO 補佐官、満塩政府 CIO 補佐官

1. 開会
2. 大綱（検討会案）について
3. 山本 IT 政策担当大臣あいさつ
4. 閉会

[資料]

【資料1】 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（検討会案）

（参考資料1） 個人情報の保護に関する法律

（参考資料2） パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（事務局案）に対する  
意見（長田委員提出資料）

（参考資料3） 『パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱』の今後について  
（安岡委員提出資料）

1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会開催についての宣言あり]

（遠藤政府CIO）

本日は暑い中、お忙しいところ、間隔短くお集まりいただき、感謝申し上げます。

いよいよ御案内のとおり、本日で大綱取りまとめという形にさせていただければと願っている。

私としては、今まで短い期間にいろいろな御意見を頂戴し、それによって中身がよくなってきたと認識している。それとともにここに御出席いただいている方の他に、その後ろ側で、例えばワーキング・グループの方や、各種団体であれば団体の方など、いろいろな意見を取りまとめていただきながら、ここまでできたということに合わせて感謝申し上げる。それらの方々のサポートもよく踏まえた上でまとめているので、本日最後の締めとして議論を進めていただければと思う。

宇賀座長のもと、最後の検討会となるように、よろしくお願ひしたい。

## 2. 大綱（検討会案）について

[資料1について、事務局より説明]

（宇賀座長）

本日は長田委員、安岡委員から参考資料として、意見書をいただいている。

それでは、ただいま事務局からこの検討会案について説明いただいたが、特に御意見、御質問等があれば発言いただきたい。

（長田委員）

9ページと13ページのところで、先ほど少しだけ説明があったが、第三者機関の監督という言葉が削除された件について、ルールを認定すること以外になるかもしれないと話していたと思うが、我々の側からすると、その第三者機関が積極的にきちんと自主規制ルールを認定していくことがとても大切だと考えている。今後の検討で、完全にそのルールの認定が消えたわけではないのかもしれないが、懸念としてそこは申し上げておく。

かつ、それ以外のところにも、第三者機関は非常に重要な任務を背負っている。本当にそこは我々も期待しているし、応援したいとも思っているので、その責務を十分に果たしていただくための予算や人の措置というのは大切と思っている。それがなかなか難しいとしても、とても大変だと思うが、それでも頑張っていたきたいと考えている。

特に、今回提案されている共同規制というものが命あるものになるためには、第三者機関の働きが非常に重要になると思っており、ゆめゆめどこかの団体を認定して、その団体にあとはお任せという形には絶対にしないでいただきたいと申し上げておく。

特に文言の修正というわけではないが、今後の検討のところでそこは重要だと思っていることを申し上げた。

(宍戸委員)

私からも、今の長田委員からの発言と同じ趣旨になる側面も多いが、第三者機関の問題について繰り返し申し上げたい。

現在の大綱案の9ページでは、元々「認定・監督」とあったのが「認定等」と変わっている。これはあとの13ページにも書いてあるとおり、基本的に第三者機関がその認定ルールを行う以上、それが監督という強い言葉になるかどうかはともかく、実際にどういうふうに運用されているかを見守り、必要があれば一定のルールの是正などを促すことになるのは当然である。「認定等」というのは、そういった実際のルールのつくり方を今後どうするかの関係でこうなっているのであって、平たい意味で何がしかの監督なり関与は、当然あるだろうと思う。

それからまた、長田委員を通じて全国地域婦人団体連絡協議会からもペーパーをいただいている。実際に自主規制ルールの作成手続において、例えば消費者の方が関与し、消費者の方の関与を支援するために第三者機関や消費者庁・消費者委員会など、いろいろな方々が関与する。あるいは、ルールメイキングに当たって関係する省庁もマルチステークホルダープロセスの中で発言していくことが当然あると思う。

こういった自主規制ルールの作成ないし認定、または運用の手続がしっかり形成されることが、第三者機関の負担軽減及び実効的なルールの執行につながるはずである。

今回、大綱案がこういう形でまとめられることの先に、法案化作業とも同時並行で、IT総合戦略本部や関係府省庁、あるいは民間におかれても、一体どのように自主規制ルールを作っていけば、消費者と事業者両方の利益が合致するのか、実効性ある手続について研究し、法案あるいはそれ以降の政省令、ガイドラインなどの策定に盛り込んでいくことを、どんどん進めていただきたいと思う。

(安岡委員)

大綱の中身自体に関してではなく、この後のこととして、私から参考資料を提出させていただいた。

これは、前々回にも中間意見として意見書を提出させていただいたが、民間の事業者で構成される『パーソナルデータに関する勉強会』からの意見書である。

大綱は、皆さんの意見を踏まえた上でかなり曖昧な表現になっており、「等」とかを使った形で曖昧な表現になっている面があると思う。それはいたし方ないと思うが、今後、実際に法案、政省令、ガイドライン、第三者機関をいろいろ決めていく段階においては、グレーゾーンをなくしていく方向で、ビジネスをしやすく、消費者にもわかりやすくということを確認して進めていただきたい。

この意見書は、その観点でぜひ参考にしていきたい。

(事務局)

第三者機関について御発言がありましたので、この先どのような手続になるかを説明する。法案は次期通常国会に提出するが、少なくとも第三者機関の機構、定員、それから予算については、今年の8月31日に概算要求を提出し、26年度予算に反映していくという形になる。

私は今の特定個人情報保護委員会の立ち上げにもずっと関わってきた。次の第三者機関についても、蛮勇を振るって定員機構と予算獲得を頑張ることになるが、かなり苦戦することと思うので、ぜひ皆様で御支援いただきたい。

(森委員)

第三者機関にリソースを確保すべきであるという意見は、これは前半戦、この検討会の去年の12月にも、関係各所からの意見を伺ったときに日弁連の意見として出ていたところである。これに対しては委員からも賛成だという意見があったので、この検討会の一つの重要な決め事として、新制第三者機関にしっかりリソースを確保することは確認させていただきたい。

(宍戸委員)

事務局から大変力強い発言をいただいたが、第三者機関との関係では、大綱案の14ページに「各府省大臣との関係」という項目について、私はこの修文に賛成である。

実効的な執行及び効率的な運用が確保されるよう、その役割、権限を明確化し、各府省大臣との関係をしっかり調整しながら、とにかく実効的な、そして現実のリソースに沿った形で新しいプライバシー保護及び利活用の枠組みが進むよう、この大綱及び検討会での議論の趣旨が関連する関係各府省庁においてもよく理解いただいて法案化作業を進めていただくように、ぜひともよろしくお願ひしたい。

(事務局)

これからこの大綱を本部決定し、7月以降、法案化作業になるかと思う。今の大綱は確かに指摘があったように若干曖昧な表現もあるので、この先、芽を出させていく段階で、さらにいろいろな段階を踏む必要があると思っているが、その過程でまた皆様のご意見を聞くこともあろうかと思っているので、またそのときにはよろしくお願ひしたい。

また、秋の法案策定過程では多分、与党がさらに絡んでくるだろうと思っている。本日のITの自民党の委員会でも、秋はパーソナルデータだという話もあったので、マイナンバー、番号法のときも、当時は民主党が政権をとっていたが、自民党、公明党、それぞれの政党で結構頻繁に会議が行われ、当時野党であった自民党でも10回近く検討した上で番号制度は承認されているという経緯もあり、当然今回のパーソナルデータも現在はIT特命委が受けているが、自民党の中でも消費者の委員会もあるし、それぞれ各省の部会もある。それらの合同的な部会でまた検討していくという話にもなっていくとも思う。

そういうことを経て今後、来年の2月ないし3月に法案化されると思っている。その間、これから法制局と調整しながらそのようなこともやっていくという中で最終的な法案が出てくると思っている。多分この先、例えば与党の委員会に皆様が呼ばれたりすることもあるかと思うので、その場で意見を言っていただく機会もあるかと思う。

その際には、ぜひ積極的に率直な意見を言っていただければと思う。

(特定個人情報保護委員会)

委員長はプライバシー関連のOECDのパリの会議に出席され、その場で日本の個人情報保護法制の動きについて紹介しているのではないかと思う。当委員会が改組され、いろいろな権限が委員会にくるということで、身の引き締まる思いである。

また、立法作業の中では私どももいろいろ勉強させていただきながら、番号法に基づく当委員会の経験も踏まえて協力できるところを協力しながら、また先生方の御意見も伺いながら検討してまいりたい。

先ほど、事務局からも話があったが、今年の要求は大変なことになるかと思う。検討会の先生方の御支援が本当に大事だと思っているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

(佐藤委員)

私も第三者機関に関してコメントを申し上げたい。

今回の大綱は、かなりの部分を第三者機関に頼っている。ルールに関わるのところ、または何を保護する情報にするかを判断するところも関わっているので、ある意味でルールを作り、またそれを執行するようなどころがあるので、ガバナンスに関してはしっかりした形にしていきたい。

それと、人員とその予算というのはもちろん重要だが、例えば立入検査などをする場合には証拠の保全とか、ある意味で捜査に近いような能力が必要になるので、その人員に関してもそれ相応の経験のある方を配置していただく形にして、実効性のある形にしていきたい。

間違っても、かつての公正取引委員会が日米貿易摩擦が起きるまで機能していなかったというような状況と同じように、何か大きな個人情報に関わるような事件が起きてから初めて機能するのでは困るので、最初から適切な機能ができるような組織にしていきたい。

(山本委員)

大綱案そのものの話ではないが、2点、意見を申し上げたい。

1つはプライバシー保護の観点で、ここにいろいろな団体を代表されている方が来ているが、ほとんどが真面目な企業であり、決してプライバシーの侵害を起こそうと思っていない、本当に経済の発展のため、あるいは新しい産業を創生するために事業をしている。

この方たちは基本的にフェアな使い方をするので、まず私はプライバシー侵害なんて起こらないだろうと思う。

しかし、世の中には、そうではない、法の目をかいくぐって何とか儲けたいという事業者もいる。

従って、これを法案にする中では、正当な、あるいは悪意のない使い方をする人にとってはできるだけ使いやすく、一方で故意悪意という本当に社会的な問題のあるところに関しては確実に阻止できるように目指していただきたい。

次の点だが、私は医師で医療関係者であるが、あえて、医療に特化したことは言わないようにしてきた。しかし、医療関係者には必ず遺伝子情報はどうなるのかと聞かれている。

個人情報という意味では、私は遺伝子情報も、遺伝子以外の情報も余り変わらないと思っているが、ただ1つ違うところは、遺伝子情報は本人だけではなく家族や子供、あるいは孫に関しての情報を含んでしまうことがある。息子が父親の個人情報に対して何か手を打てるのかというと、今の枠組みではできない。代理人として関与するしかなく、直接関係する人間として関与する方法がない。これは本気で考え出すと難しい問題だと思うし、遺伝子に限るのかということそうではなく、遺伝性の疾患は別に遺伝子を見なくても外観的にわかることもある。

このことで一体何が困るのかということ、このような情報による差別が起こることが最も大きな問題である。これは、プライバシーや個人情報保護の問題ではなくて、この法律でカバーできる範囲ではないので、そのような遺伝や素因の情報による不当な区別、差別を防止する枠組みが新たに必要なのではないかと思う。この検討会でも米国の例を紹介したが、合衆国憲法ではそもそも差別が禁止されているにも関わらず、GINAという遺伝子による差別禁止に関する法律ができています。遺伝子情報がビジネスに結びつき、かつ被害が想定されるので、具体的な法が作られたと思うが、我が国もこの個人情報保護法制を整備しつつ、そのようなことも考えていかなければならないのではないかと。そうしないと、この法律だけでは医療関係者は安心して患者情報を扱うことができないと思っている。

(宍戸委員)

今、山本先生から遺伝子情報、あるいは遺伝子差別の問題の話があったが、関連して11ページの「機微情報」関連のことを、この機に今後の立法作業との関連も含めて申し上げておく。

社会的差別の原因となる恐れがあるものをセンシティブ情報、機微情報として規律するが、日本国憲法13条の個人の尊重及び14条の法の下での平等の観点から人種、信条、社会的身分、それから前科・前歴が挙げられている。これらは社会的差別の原因となる恐れがあるので、慎重な取扱いをしていただくことが極めて重要だと思う。

安岡委員のペーパーからは、社会的身分が不明確にならないようにという指摘があった。社会的身分の概念は、他にも労働法の分野などでは、労働基準法の3条や国家公務員法27

条などいろいろなところで使われている。また、これらについては既に各省のガイドライン等でも一定の規律があることがこの検討会でも紹介されているので、そういった過去のガイドラインあるいは法令の関連する定めとよく平仄を合わせ、特に内閣法制局とも相談しながら、適切にして必要十分な規律を考えていただきたい。

それから、本日新保先生はいらっしゃらないが、機微情報として定めるべきものの中にも、人間の内面が規範的に重要だという側面と別に、例えば資産情報のように、実際の国民、利用者がインターネット上で守ってほしい情報があることを重視するご意見ではないか、と思う。

そこで、どこまでを機微情報として定義に入れるのか、入れないのかという議論が当然いろいろ出てくるわけだが、そのあたりもよく配慮いただきながら、利用実態も規範的な観点もともに踏まえて適切に規律をしていただきたい。

それからもう一点、機微情報とされるものについては、どうしても表現の自由、報道の自由ともかかわり得るし、山本先生から指摘のあった医療あるいは医学研究との関係でも重要な問題である。

繰り返しになるが、取扱いに関して適切な規律を慎重に検討いただきたいと思う。

(事務局)

今の話について、医療についてはマイナンバーをどうするかという問題と合わせて、厚生労働省で新たに検討会が始まっている。

ただ、医療は特に一方で機微性、一方で高い公益性があり、ある意味特殊な部分があるところは十分承知している。その辺については、山本先生がその検討会で検討すると思うので、厚生労働省と連携をとっていきたいと思う。

(佐藤委員)

この後、今日大綱が決定すると思うが、決定した後どのような日程になるのか。例えば、パブリックコメントなど、決まっている範囲でどのような形になるかを聞かせていただきたい。

(事務局)

パブリックコメントについては、本日検討会案を決定後、来週にIT本部で大綱を決定した後、なるべく早く1か月程度実施して、国民の皆様からの意見を確実に収集する形で進めていきたいと思っている。

(事務局)

そういう意味では、大体7月がパブリックコメント期間と考えていただければと思う。それをまとめて8月以降、本格的な法案化になるのではないかと思う。

(松岡委員)

消費者側としては、同意のとり方とか共同利用の問題というのは一番メインになるところ。この大綱ではあまり具体的に書かれていないが、そのところは非常に配慮して、法律を作るときにはこの同意のとり方と共同利用についての規定をはっきりしていただきたい。

(宇賀座長)

いろいろ今日もまた有益な御意見をいただいたが、この「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（検討会案）」をこの検討会として決定させていただきたいが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(宇賀座長)

それでは、この検討会案を検討会として決定する。

### 3. 山本 IT 政策担当大臣あいさつ

(山本IT政策担当大臣)

本日も大変お忙しい中、宇賀座長を始め委員の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。

本日で「パーソナルデータに関する検討会」は12回目ということになった。3月末に再開してから6回にわたり、非常に熱心な議論をいただいた。回によってはそれこそ2時間を超えるような議論、大変密度の濃い議論となり、お忙しいところ皆様に参加していただいて心から感謝を申し上げたいと思う。

このパーソナルデータに関する検討会は、私の希望もあって全てオープンにやらせていただいた。大勢の一般の方にもオブザーバーとして聞いていただいたので、この検討会で何が議論されたかということは皆様にわかっていたかきながら進めてこられた。これも今考えると大変よかったと考えている。

本日も大変密度の濃い議論をいただいて、宇賀座長からも先ほど話があったが、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」、この検討会案を検討会として決定いただいた。これについても改めて御礼を申し上げたいと思う。

本検討会案はIT総合戦略本部でまず決定させていただき、その後、1か月間、パブリックコメントを実施させていただいて、国民の皆様からの御意見をいただきたいと考えている。その御意見も参考にさせていただきながら、来年の通常国会を目指した法案作成を進めてまいりたい。法案作成までの間に詳細を詰めていく事項も残っている。法案作成まで



の間も、引き続き皆様には御協力をいただきたい。

さらには、民間の声として、例えばデータの利活用により、現在または将来の産業の成長に貢献する企業などに対しても、きちんとしたヒアリングも継続して行いたいと考えている。

最後に、改めて「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」、この検討会の案を決定いただいたことを担当大臣として感謝申し上げる。

(宇賀座長)

それでは、最後に私からも皆様に御礼申し上げたいと思う。この検討会は、山本大臣、それから遠藤政府CIOに毎回出席いただき、激励いただいて、本当に感謝している。

また、委員の皆様におかれては大変御多忙な中、非常に熱心に議論いただき、本当に感謝している。

また、技術検討ワーキング・グループには、非常に短い時間に大変なお願いをして本当に恐縮だったが、本当に立派な報告書をまとめていただいた。先日、ある会合で、この技術検討ワーキング・グループの報告書が世界を代表するIT企業によって英訳されて読まれているということを知った。非常に大きな影響力を持つものだと思う。佐藤委員、森委員を始め、技術検討ワーキング・グループの方には大変感謝をしている。

また、事務局におかれては私の想像を絶するハードなスケジュールだったと思うが、非常に精力的に仕事をしていただいた。感謝申し上げます。

皆様方の御協力のおかげで、何とかこの大綱の案をまとめることができ、うれしく思う。

#### 4. 閉会

以上